

「札幌元気基金」の新たな中小企業向け融資制度について

札幌市では、札幌の街全体を元気にするため、札幌経済を支える中小企業や、新しい事業を起こそうと挑戦する市民、NPOに対し、「札幌元気基金」として、平成16年度から、500億円規模の資金の枠組みづくりを進めています。このうち、「小規模事業短期資金」「経営革新支援資金」「企業再生支援資金」の3つの柱からなる中小企業向け融資制度を、4月から、更に使いやすいものに拡充しました。

まず、「小規模事業短期資金」に、長期の資金を拡充したほか、融資申し込みから回答までの期間を1週間以内とする「金融機関提携資金」を創設し、これらの資金を「元気小規模事業資金」として1つの枠組みに整理しました。

また、「経営革新支援資金」の中に、「札幌ブランド・コンテンツ推進資金」「ISO認証・HACCP対応資金」を創設したほか、5月2日から「大型設備資金」の融資取り扱いをスタートさせます。

今年度は200億円の資金枠を確保し、企業ニーズに応じた効果的な資金面での支援を進めます。

1 元気小規模事業資金

小規模事業者が、金融機関から資金繰り等に必要な資金を円滑に受けられるよう支援するもの。

(1) 協会付短期資金

昨年度から実施していた、融資期間1年以内の「小規模事業短期資金」を「協会付短期資金」と改めた。

「協会付」の資金は、信用保証協会の保証付き融資で、所定の保証料が掛かります。

(2) 協会付普通資金【創設】

融資期間1年超3年以内の小規模事業者向け長期資金を創設した。

(3) 金融機関提携資金【創設】

迅速な審査や手続きの簡素化といった小規模事業者からの要望に応えるため、融資申し込みから回答までの期間を1週間以内とするもので、長期的な視点で経営や資金繰りを安定させるため、融資期間を1年超3年以内として運転資金を供給する。

| | |
|--|----------------------------------|
| 融資対象 | |
| 資本金1000万円以下または常時使用従業員20人(商業・サービス業5人)以下で、長期の運転資金を必要とする者 | |
| 融資条件 | |
| ・ 資金用途 | 運転資金 |
| ・ 融資限度額 | 500万円 |
| ・ 融資期間 | 1年超3年以内 |
| ・ 返済方法 | 割賦返済 |
| ・ 融資利率 | 取扱金融機関所定の利率 |
| ・ 保証人 | 法人の場合は代表者のみとし、個人の場合は第三者保証人を求めない。 |
| ・ 担保 | 原則として無担保扱いとする。 |
| ・ 損失補償 | 融資金額の一部を金融機関に対し損失補償する。 |
| 申し込み先 | |
| 取扱金融機関(北海道銀行、札幌信用金庫、北央信用組合、商工組合中央金庫、6月から札幌銀行ほかを予定) | |
| 取扱開始 | 4月20日 |

2 経営革新支援資金

事業拡大や設備投資に意欲的な中小企業者等が、金融機関から無担保で融資を受けられるよう支援するもの。

(1) 一般資金

既存の経営革新支援資金の名称を、「一般資金」と改めた。

(2) 札幌ブランド・コンテンツ推進資金【創設】

札幌市のデザイン産業振興施策およびデジタルコンテンツ産業振興施策と連携し、市内における産業の活性化を図るためのもの。

融資対象

- 札幌ブランド関連
札幌スタイル・デザインコンペティション入賞・入選作品および札幌スタイル認証製品（旧「Made In 札幌グランプリ」受賞製品を含む）を活用して事業化を行う中小企業者等
- デジタルコンテンツ関連
デジタル技術を活用した映像作品や音楽作品、ゲーム作品の制作または製品化を行う中小企業者等

融資条件

- 資金用途 運転資金および設備資金
- 融資限度額 札幌ブランド関連 1企業につき5000万円
デジタルコンテンツ関連 1企業につき5000万円
- 融資期間 10年以内（2年以内の据え置きを含む。）
- 返済方法 割賦返済
- 融資利率 年1.1%以内
- 信用保証の形態
本資金については、取扱金融機関の固有貸付と北海道信用保証協会の保証付き貸付が協調する融資とする。なお、保証付き貸付の分担割合は、融資総額の7割以内とする。
- 保証人 法人の場合は代表者のみとし、個人の場合は第三者保証人を求めない。
- 担保 原則として無担保扱いとする。
- 申請先 札幌市経済局産業振興部産業企画課（電話 211-2372）
- 取扱開始 4月1日

(3) ISO認証・HACCP対応資金【創設】

ISO、HACCPシステムの導入等を行う中小企業者等を資金面から支援することにより、市内中小企業者の技術力の向上および産業の活性化を図るためのもの。

融資対象

- ISO認証関連
ISO認証の取得または更新、製造工程の改善を行う者
- HACCP対応関連
総合衛生管理製造過程承認制度による承認の取得または更新、製造工程の改善などを行う者

融資条件

- 資金用途 運転資金および設備資金
- 融資限度額 ISO認証関連 1企業につき5000万円
HACCP対応関連 1企業につき5000万円
- 融資期間 10年以内（2年以内の据え置きを含む。）
- 返済方法 割賦返済
- 融資利率 年1.1%以内
- 信用保証の形態
本資金については、取扱金融機関の固有貸付と北海道信用保証協会の保証付き貸付が協調する融資とする。なお、保証付き貸付の分担割合は、融資総額の7割以内とする。
- 保証人 法人の場合は代表者のみとし、個人の場合は第三者保証人を求めない。
- 担保 原則として無担保扱いとする。
- 申請先 札幌市経済局産業振興部工業振興担当課（電話 211-2362）
- 取扱開始 4月1日

HACCP（ハサップ）・・・食品の原材料の生産から製造・加工を経て最終製品が消費されるまでの全ての過程において予想される危害を調べて重点的に管理することにより、全製品の安全性を保証しようとする衛生管理の手法

(4) 大型設備資金【創設】

新規雇用機会の創出、市内経済活性化の観点から、市内における大型設備投資に対する資金の支援を行うもの。

| | |
|----------|--|
| 融資対象 | 市内で大型設備投資を行う市内中小企業者 (市内中堅企業、市外中堅および中小企業の利用も認める。) |
| 融資条件 | |
| ・ 資金用途 | 設備資金(付随する運転資金も含む。) |
| ・ 融資限度額 | 5000万円超5億円以内 |
| ・ 融資期間 | 2億円以内...15年以内(うち据え置き2年以内) 2億円超5億円以内...20年以内(うち据え置き2年以内) |
| ・ 返済方法 | 割賦返済 |
| ・ 融資利率 | 融資期間20年以内...年3.5%以内 融資期間12年以内...年3.0%以内 |
| ・ 信用保証 | 金融機関の定めによる。 |
| ・ 保証人 | 必要に応じて連帯保証人を徴する。 |
| ・ 担保 | 原則として担保を徴する。 |
| 利子補助 | 融資実行後10年間は年0.5%の利子補助を融資実行企業に対し実施 |
| 融資申込有資格者 | 認定有り |
| 申請先 | 札幌市経済局産業振興部金融担当課 |
| 取扱開始 | 5月2日 |

問い合わせ先

札幌市経済局産業振興部金融担当課

元気基金担当

電 話 211 - 2356